

令和4年8月31日

令和5年度の財政投融资計画要求書

(機関名：沖縄振興開発金融公庫)

1. 令和5年度の財政投融资計画要求額

(単位：億円、%)

区 分	令和5年度 要 求 額	令和4年度 計 画 額	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	1,994	2,217	△223	△ 10.1
(2)産業投資	70	26	44	169.2
うち 出 資	70	26	44	169.2
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	2,064	2,243	△179	△ 8.0

(注) 新型コロナウイルス感染症対策及び原油価格・物価高騰対策等に係る要求額については、現在検討中（事項要求）。

2. 財政投融资計画残高

(単位：億円、%)

区 分	令和5年度末 残高(見込)	令和4年度末 残高(見込)	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	9,776	8,767	1,009	11.5
(2)産業投資	222	152	70	46.0
うち 出 資	222	152	70	46.0
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	9,998	8,919	1,079	12.1

3. 事業計画及び資金計画

事業計画

(単位：億円)

区 分		令和5年度 要 求 額	令和4年度 計 画 額	増 減
事業計画の合計額		2,332	2,951	△619
(内訳)	貸付	2,295	2,930	△635
	出資	37	21	16

資金計画

(単位：億円)

区 分		令和5年度 要 求 額	令和4年度 計 画 額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額		2,412	2,947	△535
(財源)	財政投融资	2,064	2,243	△179
	財政融資	1,994	2,217	△223
	産業投資	70	26	44
	政府保証	—	—	—
	自己資金等	348	704	△356
	一般会計出資金	2	—	2
	一般会計補給金	98	19	79
	政府保証（5年未満）	—	—	—
	財投機関債	100	100	—
	貸付回収金	1,521	1,253	268
	借入金等償還	△1,404	△1,047	△356
その他	31	379	△349	

(注) 新型コロナウイルス感染症対策及び原油価格・物価高騰対策等に係る要求額については、現在検討中（事項要求）。

財政投融资を要求するに当たっての基本的考え方

(機関名：沖縄振興開発金融公庫)

<官民の役割分担・リスク分担>

1. 政策目的の実現に必要な範囲内で、金融・資本市場に関与するに際し、官民の適切な役割分担がなされているか。

沖縄振興特別措置法に基づく「沖縄振興基本方針」（令和4年5月10日内閣総理大臣決定）において、国は、沖縄振興の総合的かつ計画的な推進にあたり、産業振興を始めとする各種特例措置や沖縄振興開発金融公庫による政策金融等を通じ、各種支援を行なうとしている。

同方針に基づき策定された「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画（沖縄振興計画）」（令和4年5月15日沖縄県知事決定）においては、政策金融の活用について、「駐留軍用地跡地の利用や離島の定住条件の整備など全国一律の枠組みでは対応が困難な固有課題への取組に加え、産業基盤整備、リーディング産業支援、中小企業等の振興、新たな産業の創出、子どもの貧困対策、新型コロナウイルス感染症関連融資等のセーフティネット機能の発揮など沖縄振興策と一体となった円滑な資金供給が求められます。また、沖縄経済の成長を支える出資など資本性資金の供給拡大に向けて、沖縄公庫の出資機能の向上等による新たな金融支援の取組や民間ファンド等との更なる連携が期待されています。加えて、持続可能なまちづくりに向けたアドバイスやPPP/PFIの導入など自治体支援も強化されており、沖縄公庫の政策金融ノウハウやネットワークを生かしたコンサルティング機能は、地域振興における重要性が増しています。」とされている。

沖縄県では、①資金需要に対して民間資金量が必ずしも十分ではなく、②県外からの資金調達手段が限定的であり、③地銀の貸出約定平均金利が全国に比べて高いという金融特性がある。また、本土から遠く離れた離島県であり、産業構造が第三次産業に偏重していることから、景気や外部環境の変化等による影響を大きく受けやすい経済構造となっている。

当公庫は、民間金融のみでは対応が困難な観光リゾート施設や国際物流関連施設の整備、駐留軍用地跡地開発等の大規模プロジェクト、公共交通機能の充実やエネルギーの安定供給等の産業基盤整備に必要な資金の供給の補完に加えて、中小企業・小規模事業者、個人事業主、中堅・大企業等に対し、景気変動などによる急激な社会的・経済的環境の変化に対応するためのセーフティネット資金の円滑な供給やリスクの高い分野である創業・ベンチャー支援や事業再生支援、企業の競争力強化にかかる資本性資金（出資及び資本性劣後ローン）の供給等により、民間金融を質的・量的に適切に補完している。

2. 官民が適切にリスク分担し、民間企業のモラルハザードを防止しつつ、適度な支援を行っているか。

当公庫は、沖縄振興策の実現に向けて、リスクの高い分野である創業・ベンチャー支援、事業再生支援、大規模プロジェクトや成長を目指す事業等に対して、当該事業リスクに応じた長期資金及び資本金性資金（出資及び資本金性劣後ローン）を供給している。

その貸付けにあたっては、十分な審査を行い、申込者の事業見通し等を精査し、債権保全に必要な担保を徴求するとともに、貸付後は業況把握や経営指導等を行い、公庫への償還が確実になるよう努めている。

従って、中小企業等と公庫とで適切にリスクを分担しており、モラルハザードを防止しつつ、適切な支援を行なっているところである。

<対象事業の重点化・効率化>

3. 「民間にできることは民間に委ねる」という民業補完性を確保する観点から、対象事業の重点化や効率化をどのように図っているか。

当公庫が扱う出融資制度は、「特殊法人等整理合理化計画」を踏まえ主務大臣が定めたものであり、政策的必要性・有効性等を勘案した適切なものである。

事業規模についても、沖縄振興に必要な資金の確保に努めつつ、民間金融機関との役割分担を勘案し適切に対応している。

財政投融資の要求にあたっては、国や県の沖縄振興策等の施策を踏まえ、「沖縄の優位性を生かした民間主導の自立型経済の発展」「沖縄における地域的・社会的課題の解消」に向け、事業の重点化を図っている。

令和4年度においては、脱炭素に向けた投資を促進する観点から、中堅・大企業等に対し、脱炭素に寄与する設備の取得等を支援するための「産業開発資金カーボンニュートラル推進投資利率特例制度」を創設した。

スクラップについては、令和3年度末をもって、中小企業資金及び生業資金における「沖縄中小企業経営基盤強化貸付」の取扱いを廃止した。また、「沖縄創業者等支援貸付」の貸付対象を縮減したところである。

令和5年度については、地域経済における新型コロナウイルス感染症や原油価格・物価高騰等の影響に注視しつつ、国や県の沖縄振興策と一体となった政策金融の取組みを推進するとともに、「経済財政運営と改革の基本方針2022」も踏まえ、「創業やスタートアップ、事業承継等への取組みの強化」、「人への投資と分配に取り組む事業者への支援」、「沖縄における地理的・社会的課題の解決」に重点を置いた出融資制度の拡充を要求するもの。

<財投計画の運用状況等の反映>

4. 財投編成におけるPDCAサイクルを強化する観点から、財投計画の運用状況を財政投融資の要求内容にどのように反映しているか。

令和3年度の事業規模は、沖縄振興策に沿った資金需要並びに新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた事業者等への資金繰り支援に対応すべく、当初計画5,640億円を確保したものの、個人消費や観光関連産業の持ち直しの動き等を背景に、令和2年度に比べてコロナ関連融資の申込みにも落ち着きが見られたことから、事業実績は1,263億円（計画比22.4%）に止まった。

しかしながら、令和3年度においては、地域経済を下支えすべく、引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者に対する資金繰り支援に取り組んだほか、地域金融機関と連携した協調融資の実施や事業再生支援、また地域経済振興に資する設備投資にも積極的に対応するなど、政策金融機関としての役割発揮に努めたものと評価している。

また、財政投融资については、当初計画5,159億円に対し、令和2年度実績比73.2%減の703億円（運用残4,456億円）となった。

令和4年度は、引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に加え、原油価格・物価高騰等の影響を受けている事業者への資金繰り支援に取り組みつつ、沖縄振興の基本方向である「民間主導の自立型経済の発展」に向けて、各種業態・規模の事業者に対する支援に取り組んでいるところ。

令和5年度の事業規模は、当公庫への融資相談等に基づく個別事案の積み上げ、過去の実績、沖縄県による資金需要調査・要望、民間金融機関との役割分担等を勘案し、引き続きセーフティネット機能の発揮及び国や県の沖縄振興策等に沿った資金需要に対応するため、令和4年度当初計画に比べ619億円減の2,332億円としている。

なお、平成23年度に実施された実地監査については、当公庫の独自制度のうち利用実績の低い貸付制度について政策的必要性・有効性等を勘案して貸付対象の廃止等を行い、あわせて沖縄振興特別措置法の改正に基づく新たな沖縄振興策に即した貸付対象を新設し、平成24年度財投計画の編成に反映させた。

(参考：過去3カ年の財政投融资の運用残額)

	元年度	2年度	3年度
運用残額	516億円	5,220億円	4,456億円
運用残率	37.3%	66.5%	86.4%

<その他>

5. 上記以外の特記事項

特になし

(注)「運用残率」は、改定後現額(改定後計画+前年度繰越)に対する運用残額の割合(%)。

産業投資について

(機関名：沖縄振興開発金融公庫)

(事業名：企業等への出資)

1. 産投事業の内容

(1) 具体的な事業内容

本事業における出資の基準については、「沖縄振興開発金融公庫業務方法書」(第16条の7)により、次の条件に該当するときに限り、これを行なうことができるとされている。

- ① 沖縄における産業の振興開発に寄与する事業であつて、沖縄の産業の振興開発上特に必要なものであること。
 - ② 一般の金融又は出資を受けることが困難なものであること。
 - ③ 本公庫の出資によつて民間投資の導入が促進されると認められること。
- また、上記①に該当する具体的な事業内容は
- イ. 産業基盤整備
 - ロ. リーディング産業支援
- とされている。

(2) 必要とする金額の考え方

「経済財政運営と改革の基本方針2022」に掲げられた「新しい資本主義に向けた改革」においては、中堅・中小企業の活力向上につながる事業再構築・生産性向上等の支援を通じて賃上げの原資となる付加価値の増大を図る「人への投資と分配」、社会課題を経済成長のエンジンへと押し上げていく「科学技術・イノベーションへの投資」、スタートアップが直面する資金調達の困難さの解消や新規上場の際に十分な資金調達を行うことを可能とするストックオプション等の環境整備を行う「スタートアップ(新規創業)への投資」などの「成長と分配の好循環」に向けた方針が示されている。

また、「沖縄振興基本方針」(令和4年5月10日内閣総理大臣決定)においても、当公庫については「コロナ禍で打撃を被った地域経済の下支えを行うとともに、独自の貸付・出融資制度等も活用し、沖縄が抱える社会問題の解決に向けて取り組むことが期待されている。」とされている。

当公庫はこれまで、インフラ整備事業による沖縄の産業基盤の形成、沖縄経済を牽引するリーディング産業の振興に対する資本性資金の供給により、沖縄の産業の振興開発を推進してきたところであるが、新型コロナウイルス感染症や原油価格・物価高騰等の影響を受けたこれらの産業に対する更なる支援のほか、科学技術によるイノベーションを推進する、将来の沖縄経済を牽引するスタートアップに対する支援等、ポストコロナにおける沖縄の発展に向けて、多様な資金ニーズに対応することが求められている。

沖縄振興の基本的方向である「自立型経済の発展」に向けて中長期の資本性資金を積極的に供給することにより、民間投資を誘導する必要があることから、令和5年度においては、本事業における資金ニーズを踏まえ、事業規模30億円を見込んでおり、その出資財源として30億円を要求する。

(3) 見込まれる収益

本事業における採算性については、長期的に収益を確保することを方針とし、産業基盤整備については長期的な配当、リーディング産業支援については少なくとも出資額を上回る回収を見込む。

(4) 民間資金の動員の蓋然性

出資の限度額については、「沖縄振興開発金融公庫業務方法書」(第16条の8(2))により、沖縄における産業の振興開発に寄与する事業に必要な資本の額の5割以内の額とされており、残りは民間資金が導入される。

また、出資後の民間投融資の導入状況については、年1回確認し、当初計画と異なる場合には、その要因をあわせて確認する。

2. リスク管理体制

個別案件の執行にあたっては、財政投融資特別会計(投資勘定)からの出資金を原資としていることを踏まえ、地域経済の利益等の政策的意義及び効果に加えて、事業採算性、配当可能性等について慎重な審査を行い、役員会への付議及び理事長による内部決裁を経た上で、主務大臣の認可を受けて実行しており、案件毎の経営状況について、年1回、役員会に報告している。

また出資後2年間、原則四半期に1度、財務状況及び出資対象事業の進捗状況の確認等を実施し、必要に応じて外部諸機関との連携、モニタリングや経営支援を強化し、出資先の企業価値の向上に努めている。

(事業名: 中小企業資金挑戦支援資本強化特別貸付、生業資金挑戦支援資本強化特別貸付、生活衛生関係営業挑戦支援資本強化特別貸付)

1. 産投事業の内容

(1) 具体的な事業内容

創業、新規事業への取組、企業再建等の局面にある中小・小規模事業者及び生活衛生関係営業者は、概してキャッシュフロー不足や自己資本の脆弱性等の理由により、民間金融機関からの資金調達が困難となっていることが多い。

このため、金融機関の資産査定上自己資本とみなしうる資本金性を資金を供給することにより、中小・小規模事業者及び生活衛生関係営業者の財務体質を強化するとともに、当該資金を呼び水として民間金融機関からの資金調達を誘発するべく、本特例制度が平成20年度に創設され(生活衛生資金は令和元年度に追加)、令和4年度に本貸付制度に拡充された。

(2) 必要とする金額の考え方

沖縄においては、沖縄科学技術大学院大学、琉球大学、沖縄工業高等専門学校等の研究機関による優れた研究開発成果を産業振興に結びつけるための取組みが進められており、新規創業や新事業展開のための資金需要のほか、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に加え、原油価格・物価高騰等による業況の悪化、過剰債務等の状況に陥った事業等の再建にかかる資金需要も見込まれる。また、沖

縄における雇用の創出及びひとり親家庭の親が行う事業を金融面から支援するための本貸付制度の活用も見込まれるところである。

令和5年度においては、資本性劣後ローンの事業規模40億円を見込んでおり、その融資財源として28億円を要求する。

(3) 見込まれる収益

本特例制度では、業績連動型の貸付金利を設定しており、成功要件の達成度合いが一定の基準よりも低い場合、利息収入は少なくなるが、逆に成功要件の達成度合いが一定の基準よりも高い場合、利息収入は多くなるスキームとなっている。

(4) 民間資金の動員の蓋然性

本特例制度は、金融機関の資産査定上自己資本とみなしうる資金を供給し、中小・小規模事業者の財務体質を強化することにより、民間金融機関からの資金調達を円滑化することを目的としており、民間金融機関の呼び水効果が高い制度となっている。

2. リスク管理体制

本特例制度の執行にあたっては、申込者が事業計画書を作成することを必須としており、当該計画書に基づき計画の実現可能性等について、十分な審査を行うことにより、償還の見通しを十分に見極めている。

また、貸付契約時において財務諸表の真実性等に関する表明保証義務や通常融資以上の報告義務を課すなどの特約を締結することにより、貸付実行後の適切なモニタリングの継続を担保している。

さらに、貸付後に経営状況に問題がある貸付先については、公庫からの経営改善指導の受け入れや適切な経営改善計画策定を義務付ける等の仕組みを設けることにより、適切な債権管理、リスク管理に努めている。

(事業名：産業開発資金資本性劣後ローン特例制度)

1. 産投事業の内容

(1) 具体的な事業内容

本特例制度については、中堅・大企業等に対し、貸付金の償還順位を他の債権に劣後させる等の特例を設けることにより、事業の生産性向上を企図する企業や社会的な要因により一時的に業況が悪化した企業等の財務体質を強化するとともに、金融機関の資産査定上自己資本とみなしうる資本性劣後ローンの供給を通じて、民間金融機関からの資金調達を円滑化し、もって、地域経済の活性化を図るもので、令和3年度に創設されたものである。

(2) 必要とする金額の考え方

足下、沖縄においても新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していることに加えて、原油価格・物価高騰等により一部の中堅・大企業においては業績悪化が顕在化している。これらの企業の中には新型コロナウイルス感染症の収束を見据えた設備投資や、資本性資金の導入による財務基盤強化を企図する企業もあることから、借入増加により財務状況が悪化する懸念がない本特例制度の活用が見

込まれることである。

令和5年度においては、資本金劣後ローンの事業規模20億円を見込んでおり、その融資財源として12億円を要求する。

(3) 見込まれる収益

本特例制度では、業績連動型の貸付金利を設定しており、成功要件の達成度合いが一定の基準よりも低い場合、利息収入は少なくなるが、逆に成功要件の達成度合いが一定の基準よりも高い場合、利息収入は多くなるスキームとなっている。

(4) 民間資金の動員の蓋然性

本特例制度は、貸付金の償還順位を他の債権に劣後させる等の特例を設けることにより、事業者の財務体質を強化するとともに、金融機関の資産査定上自己資本とみなしうる資本金を供給することを通じて、資金調達の円滑化を支援するものであり、貸付限度を所要資金の5割以内とすることから、民間金融機関の呼び水効果が認められる。

2. リスク管理体制

本特例制度の執行にあたっては、申込者が事業計画書を作成することを必須とすることで、当該計画書に基づき計画の実現可能性等について、十分な審査を行うことにより、償還の見通しを十分に見極めることとしている。

また、貸付契約時において財務諸表の真実性等に関する表明保証義務や通常融資以上の報告義務を課すなどの特約を締結することにより、貸付実行後の適切なモニタリングの継続を担保している。

さらに、貸付後に経営状況に問題がある貸付先については、公庫からの経営改善指導の受け入れや適切な経営改善計画策定を義務付ける等の仕組みを設けることにより、適切な債権管理、リスク管理に努める。

財 投 機 関 債 に つ い て

(機関名：沖縄振興開発金融公庫)

1. 令和5年度における財投機関債の発行内容

- (1) 発行予定額 : 100億円
- (2) 発行形態 : 一般担保付(コーポレート型)

(参考) 令和4年度における財投機関債の発行予定額・発行形態等

- (1) 年 限 : 10年
- (2) 発行予定額 : 100億円
- (3) 発行形態 : 一般担保付(コーポレート型)

2. 要求の考え方

令和5年度発行については、当公庫の事業規模、金利リスク(ALM)への対応及び発行に係るコスト等を総合的に判断し、100億円を見込む。

成長戦略等に盛り込まれた事項について

(機関名：沖縄振興開発金融公庫)

「経済財政運営と改革の基本方針2022」、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」及び「デジタル田園都市国家構想基本方針」に盛り込まれた事項に関する要求内容

- (1) 当公庫の令和5年度要求は、「経済財政運営と改革の基本方針2022」に記載された下記の方針等を反映したものとなっている。

「経済財政運営と改革の基本方針2022」

第2章 新しい資本主義に向けた改革

1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野

(1) 人への投資と分配（抜粋）

自律的な経済成長の実現には、民間投資を喚起して生産性を向上することで収益・所得を大きく増やすだけでなく、「人への投資」を拡大することにより、次なる成長の機会を生み出すことが不可欠である。「人への投資」は、新しい資本主義に向けて計画的な重点投資を行う科学技術・イノベーション、スタートアップ、GX、DXに共通する基盤への中核的な投資であるとも言える。こうした考えの下、働く人への分配を強化する賃上げを推進するとともに、職業訓練、生涯教育等への投資により人的資本の蓄積を加速させる。

⇒（要求事項）

イ. 「沖縄ひとり親支援・雇用環境改善貸付利率特例制度」特例の対象者の拡充

（産業開発資金、中小企業等資金、生活衛生資金、農林漁業資金及び医療資金：事業規模2,245億円の内数）

ロ. 「教育資金」貸付利率の特例の拡充

（教育資金：事業規模40億円の内数）

(3) スタートアップ（新規創業）への投資（抜粋）

スタートアップが直面する資金調達の困難さの解消を図るため、新規上場の際に十分な資金調達を行うことを可能にすべくIPOプロセスの見直しを進めるとともに、事業化までに時間を要するスタートアップの成長を図るためのストックオプション等の環境整備を行う。

⇒（要求事項）

ハ. 「新事業創出促進出資」出資方法の拡充

（新事業創出促進出資：事業規模7億円）

2. 社会課題の解決に向けた取組

(3) 多極化・地域活性化の推進（抜粋）

復帰50年を迎えた沖縄が、「強い沖縄経済」を実現し、日本の経済成長の牽引役となるよう、改正沖縄振興特別措置法等を最大限に活用し、観光を始めとする各種産業の振興、北部・離島地域の振興、子供の貧困対策、人材の育成、

基地跡地の利用等の沖縄振興策を国家戦略として総合的・積極的に推進する。

⇒（要求事項）

二. 「沖縄離島・北部過疎地域振興貸付」貸付対象、貸付利率及び貸付期間の拡充

（中小企業等資金：事業規模1,000億円の内数）

ホ. 「駐留軍用地跡地開発促進貸付」貸付対象の拡充

（産業開発資金及び中小企業等資金：事業規模2,000億円の内数）

ロ. 「教育資金」貸付利率の特例の拡充（再掲）

（教育資金：事業規模40億円の内数）

（2）また、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」及び「デジタル田園都市国家構想基本方針」に盛り込まれた事項に関する要求は以下の通り（上記イ、ロ、ハより再掲）。

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」

Ⅲ. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資

1. 人への投資と分配

（1）賃金引上げの推進（抜粋）

労働生産性を上昇させるとともに、それに見合った形で賃金を伸ばすために、官民で連携して取り組んでいく。本年の春闘においては、ここ数年低下してきている賃金引上げの水準が反転し、新しい資本主義の時代にふさわしい、賃金引上げが実現しつつある。引き続き、官民が連携して、賃金引上げの社会的雰囲気醸成をしていくことが重要である。

⇒（要求事項）

イ. 「沖縄ひとり親支援・雇用環境改善貸付利率特例制度」特例の対象者の拡充

（2）スキルアップを通じた労働移動の円滑化

①自分の意思で仕事を選択することが可能な環境（学びなおし、兼業推進、再就職支援（抜粋）

ストック面での人への投資については、職業訓練、学びなおし、生涯教育等への投資が重要である。時代や社会環境の変化に応じて、需要のある職種は新しいものに入れ替わる。また、教育訓練を受けた従業員の割合が増えると、労働者一人当たりの労働生産性や一人当たり平均賃金が上昇する効果があるとのデータがある。このため、成長分野への円滑な労働移動を進め、労働生産性を向上させ、更に賃金を上げていくためにも、個々の企業内だけでなく、国全体の規模で官民が連携して、働き手のスキルアップや人材育成策の拡充を図ることが重要である。

⇒（要求事項）

ロ. 「教育資金」貸付利率の特例の拡充

3. スタートアップの起業加速及びオープンイノベーションの推進

（1）スタートアップ育成5か年計画の策定

⑧事業化までに時間を要するスタートアップの成長を図るためのストックオプション等の環境整備

ディープテックなど事業化まで時間を要するスタートアップや、グローバル展開を含め長時間をかけて大きな成長を目指すスタートアップを後押しする

ため、ストックオプション等の環境整備について検討する。

⇒（要求事項）

ハ．「新事業創出促進出資」出資方法の拡充（事業規模7億円）

「デジタル田園都市国家構想基本方針」

第2章 デジタル田園都市国家構想の実現に向けた方向性

1. 取組方針

（1）デジタルの力を活用した地方の社会的課題解決

①地方に仕事をつくる

【スタートアップ・エコシステムの確立】（抜粋）

新たな技術を育てるベンチャー投資や地域課題を解決しうる社会的投資の拡充・強化、実証の場の創設・拡充等、スタートアップが育ちやすい環境を整え、成功事例を重ねることで新たな投資を呼び込む環境整備を行う。

⇒（要求事項）

ハ．「新事業創出促進出資」出資方法の拡充（事業規模7億円）

（3）デジタル人材の育成・確保

③高等教育機関等におけるデジタル人材の育成（抜粋）

リカレント教育としても、大学・専門学校等が労働局、企業等産業界と連携する体制を構築し、就業者・失業者・非正規雇用労働者に対するデジタル分野等成長分野を中心とした教育プログラムを提供する。具体的には、失業者や非正規雇用労働者を対象としたプログラムによって、基礎的なデジタル分野の能力を育成し、就職・転職につなげる。また、就業者を対象としたプログラムでは、キャリアアップにつながるよう、リスキリングを推進し、応用基礎的なデジタル分野の能力の育成を進める。

⇒（要求事項）

ロ．「教育資金」貸付利率の特例の拡充

財政投融资の要求に伴う政策評価（基本的事項）

（機関名：沖縄振興開発金融公庫）

1. 政策的必要性

当公庫は、沖縄における産業の開発を促進するため、長期資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融及び民間の投資を補完し又は奨励するとともに、沖縄の国民大衆、住宅を必要とする者、農林漁業者、中小企業者、病院その他の医療施設を開設する者、生活衛生関係の営業者等に対する資金で、一般の金融機関が融通することを困難とするものを供給し、もって沖縄における経済の振興及び社会の開発に資することを目的とする総合政策金融機関である。

当公庫の政策的必要性については、沖縄振興特別措置法や沖縄振興基本方針、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画（沖縄振興計画）において、国による必要な資金の確保、産業振興を支援する金融機能の充実が明記されていることから、当公庫において、株式会社日本政策金融公庫等の業務に相当する業務に加え、地域的な政策課題に応える独自制度を一元的、総合的に取り扱っているものである。

さらに、沖縄振興開発金融公庫業務方法書において、その業務を行うに当たり、沖縄における政府の諸施策に即応することが明記されるなど、沖縄の振興開発を金融面から支援・促進するものとして、その業務は公益に資するものである。

なお、沖縄振興開発金融公庫法第32条第1項の規定により、当公庫は内閣総理大臣及び財務大臣が主務大臣として監督することとされている。

2. 民業補完性

沖縄においては、①民間資金量が資金需要に対して必ずしも十分でなく、②県外からの資金調達手段が極めて限定的で、③地銀の貸出約定平均金利が全国平均に比べ高いといった地域的な金融特性から、当公庫による質的・量的補完が求められている。

特に、離島県としての沖縄は、景気変動や経済環境の変化等による影響を大きく受けやすく、その影響を緩和する当公庫のセーフティネット機能は極めて重要である。さらに、リスクの高い分野である創業・ベンチャー支援、経営基盤が脆弱な小規模事業者、投資回収に長期を要するインフラ整備や企業の成長投資に対する資本性資金の対応は、民間資金だけでは対応困難であり、当公庫の積極的関与による補完が強く求められている。

沖縄の自立型経済の構築・発展を促進するためには、民間金融機関のみでは対応が困難な良質な資金の安定的かつ円滑な供給が必要であり、当公庫による金融面での支援が不可欠である。

3. 有効性

当公庫による政策金融は、沖縄において民間金融機関のみでは十分な対応が困難な長期・固定資金及びリスクの高い分野に対する資金を円滑に供給することにより、沖縄経済を牽引するリーディング産業の成長や地場産業の振興による地域経済の活性化、地域課題の解決に向けた社会的な取り組み等が促進され、沖縄振興策の基本的方向である「沖縄らしい優しい社会の構築」及び「民間主導の自立型経済の

発展」の実現に資するものである。

なお、当公庫においては、「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年閣議決定）の指摘を踏まえ、個別案件事後評価等に基づき、沖縄振興策及び融資先事業の発展への貢献状況等を自己評価し、その結果を業務改善に反映させるための「政策金融評価」を平成16年度より毎年度実施している。

4. その他

当公庫は、貸付にあたり、十分な審査により申込先の事業見通し等を精査するとともに、必要に応じて適切な債権保全を図っている。

また、企業等に対する出資については、財政投融资特別会計（投資勘定）からの出資金を原資としていることを踏まえ、政策効果や事業採算性等について慎重な審査を行い、主務大臣の認可を得た上で実行している。

当公庫は、信用リスク管理態勢の整備・強化を図っており、出融資後においても当該企業の業況把握に努め、経営課題に対する指導等を行うことにより、償還確実性の一層の確保に努めている。

3 年度決算に対する評価

(機関名：沖縄振興開発金融公庫)

1. 決算についての総合的な評価

令和3年度決算では、一般会計からの受入額や貸倒引当金の繰入額の増加等によって、収入、支出ともに増加しており、損益計算書上における貸付金利息等の総利益は264億82百万円、借入金利息等の総損失は238億2百万円であって、その結果、利益金が26億80百万円となっている。これは、米穀資金・新事業創出促進特別勘定で経理する業務以外の業務に係る利益金は27億53百万円であったが、米穀資金・新事業創出促進特別勘定に係る損失金が72百万円であったので、差引き26億80百万円の利益金が生じたものである。

なお、米穀資金・新事業創出促進特別勘定に係る損失金は、沖縄振興開発金融公庫法施行令附則第4条第3項の規定により同勘定の積立金を減額して整理することとし、残額27億53百万円は全額を繰越損失金の補てんに充てることとした。

法定決算に対し、民間の企業会計原則に基づき修正を加えた令和3年度行政コスト計算財務書類における、仮定貸借対照表では、貸出金の増加等により、総資産は1兆701億82百万円となり、資本金の増加等により、純資産は1,556億95百万円となった。

仮定損益計算書では、経常収益157億23百万円に対し、経常費用は138億24百万円となり、当期純利益は18億97百万円となった。

2. 決算の状況

(1) 資産・負債・資本の状況

○資産

令和3年度末の貸付金残高（社債の取得を含む。）は、1兆427億59百万円で、令和2年度末の貸付金残高1兆319億51百万円に比べ108億8百万円（1.0%）の増加となった。これは、令和3年度中に1,264億47百万円の貸付を行い、1,156億39百万円の回収等を行ったためである。

○負債

令和3年度末の借入金残高は、7,528億99百万円で、令和2年度末の借入金残高7,622億21百万円に比べ93億22百万円（1.2%）の減少となった。これは、令和3年度中に財政融資資金借入金等702億98百万円（財政融資資金700億円、独立行政法人勤労者退職金共済機構2億98百万円）の借入れを行い、796億20百万円（財政融資資金787億円56百万円、一般会計（産業投資借入金48百万円、食料安定供給借入金1百万円）、独立行政法人勤労者退職金共済機構8億14百万円）を返済したためである。

令和3年度末の債券残高は、1,576億円で、令和2年度の債券残高1,575億34百万円に比べ66百万円の増加となった。これは、令和3年度中に

102億67百万円の発行を行い、102億1百万円の償還をしたためである。

○純資産

令和3年度末の純資産合計は1,570億66百万円で、令和2年度末との比較では、一般会計出資金の受入等により、475億1百万円の増加となっている。

(2) 費用・収益の状況

○費用

令和3年度の損益計算書上の費用は238億2百万円で、令和2年度の費用203億16百万円に比べ34億86百万円の増加となった。

これは、貸倒引当金繰入が40億59百万円増加したこと等によるものである。

○収益

令和3年度の損益計算書上の収益は264億82百万円で、令和2年度の収益175億28百万円に比べ89億53百万円の増加となった。

これは、一般会計からの受入額が66億61百万円増加したこと等によるものである。